

建設リサイクル推進計画2020策定後の 社会情勢の変化

1. カーボンニュートラルを巡る動向

- 環境関連施策の充実・強化を図り、2050年のカーボンニュートラルを見据えつつ、2030年度までを計画期間とした国土交通省環境行動計画を2021（R3）.12に策定。
- 重点プロジェクトとしてインフラのライフサイクル全体での脱炭素化や、質を重視する建設リサイクルの推進を位置づけ。

政府の マイル ストーン

- **2050年カーボンニュートラルの宣言**
菅内閣総理大臣が2020年10月所信表明演説にて2050年カーボンニュートラルを目指すことを表明
- **2030年度温室効果ガス46%削減の表明**
2021年4月に開催された地球温暖化対策推進本部において、菅内閣総理大臣が2030年度に、温室効果ガス(GHG)を2013年度から46%削減を目指し、50%の高みへの挑戦を続けことを表明

国土交通省 環境行動計画(2021(R3)年12月)

★国土交通省における環境関連 施策の充実・強化を図り、2050 年までを見据えつつ2030年度までを計画期間として、計画的・効果的な実施を推進するもの

【環境行動計画における重点プロジェクト】

○インフラのライフサイクル全体での脱炭素化

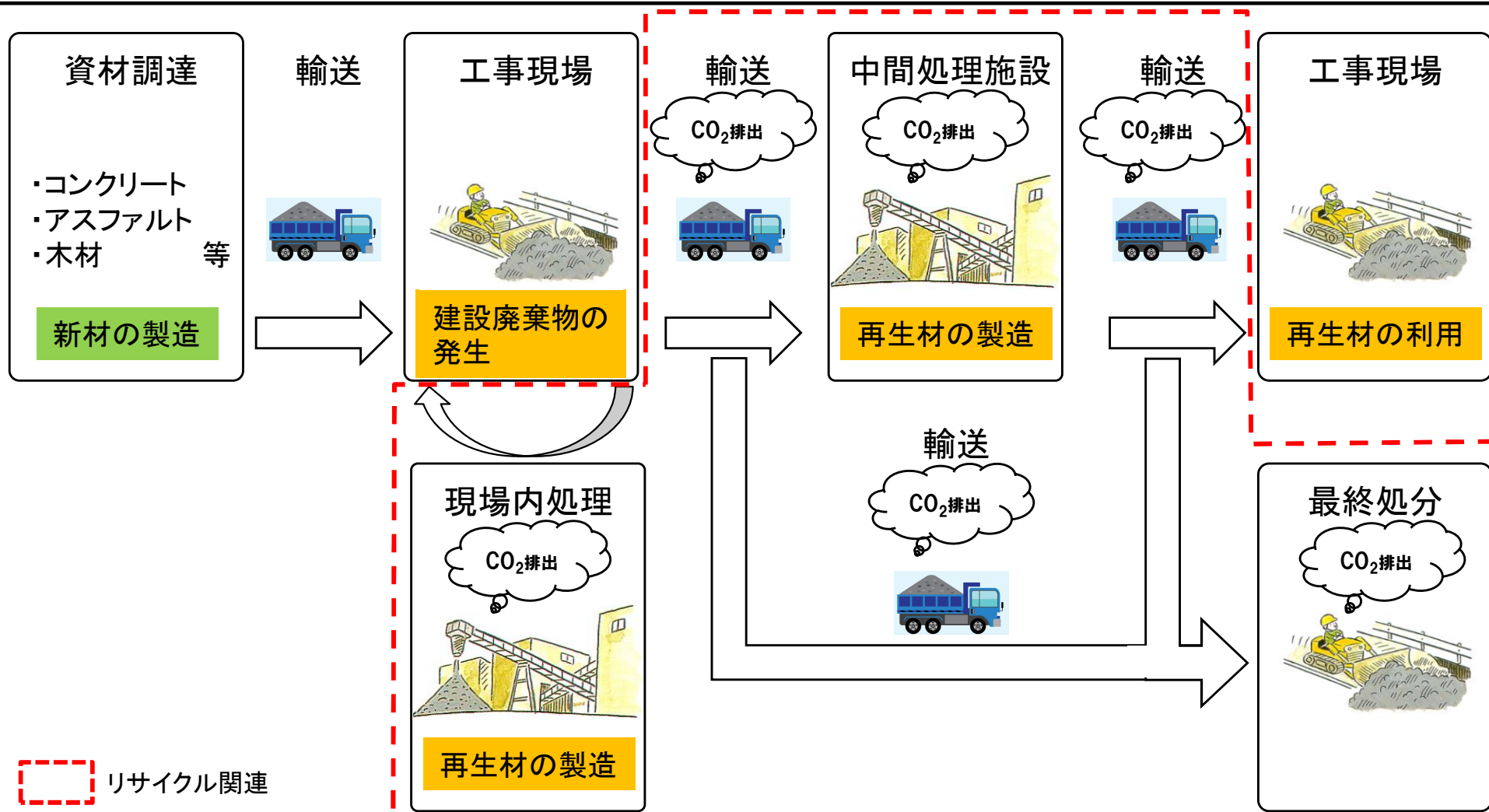
- ・省CO2に資する材料等の活用促進、技術開発
- ・建設施工分野におけるICT施工の推進、革新的建設機械の導入拡大
- ・インフラサービスにおける省エネ化の推進

○質を重視する建設リサイクルの推進

- ・廃プラスチックの分別・リサイクルの促進
- ・建設発生土の適正処理の促進

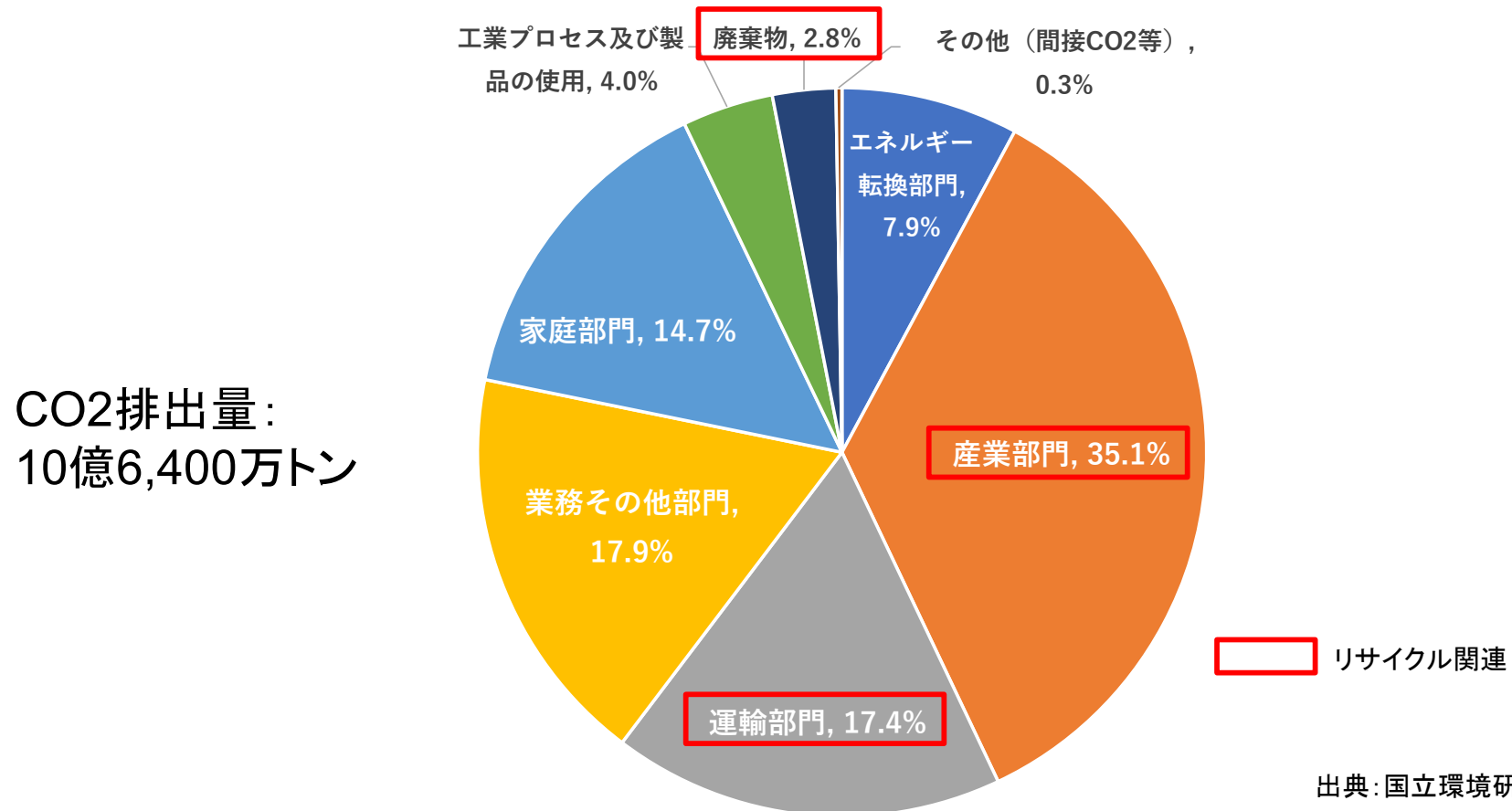
など

- 建設廃棄物が中間処理施設に輸送・処理され、再資源化もしくは処理された廃棄物が工事現場もしくは最終処分場に搬入される各段階でCO2が発生。
- 各段階でのCO2排出削減もしくはCO2吸収拡大によりカーボンニュートラルに貢献。



- 我が国における2021（R3）年度のCO2排出量は約10億6,400万トン。
- 建設分野におけるリサイクルに関するCO2は、産業部門や運輸部門、廃棄物に該当しており、これらの部門をターゲットにCO2取組を推進する必要。

部門別CO2排出量（2021（R3）年度）



- コンクリートは、炭酸化により大気中の二酸化炭素を固定し、破碎すると二酸化炭素の固定量が大きくなる。
- 再生骨材は炭酸化を行うことで品質が向上し、炭酸化による低品質再生骨材の改質技術や改質手法の検討が進展。

- ・コンクリートは、炭酸化と呼ばれる反応により構造物の供用期間を通して大気中の二酸化炭素を固定。
- ・構造物の解体により発生したコンクリート塊を再資源化のために破碎すると、
 - ・コンクリートの比表面積の増大
 - ・炭酸化が進行していない新しい破断面の出現などにより、二酸化炭素の固定量が大きくなる。¹⁾²⁾³⁾

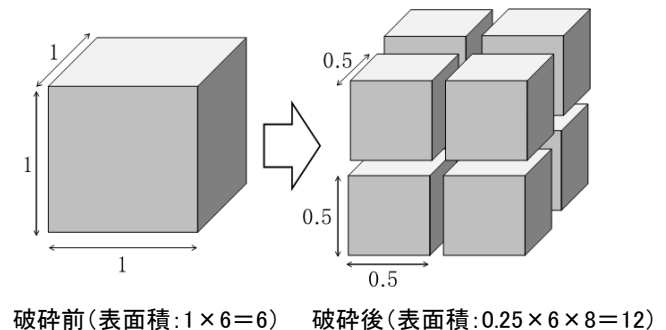


図 コンクリート塊の破碎による表面積の増加(模式図)

- ・再生骨材を炭酸化させた場合、骨材の基礎物性の改善が見込まれる。
- ・水セメント比が大きい場合のコンクリートの圧縮強度、中性化抵抗性などについても、再生骨材の炭酸化による効果が認められた。⁴⁾

1) セメント協会: C&Cエンサイクロペディア、PP.195~197、セメント協会、1996

2) 曾根真理、神田太郎: コンクリート塊の再資源化による二酸化炭素固定、建設の施行規格、2011年12月号

3) 長濱庸介、神田太郎、角湯克典: コンクリート用再生骨材等の再資源化の過程における二酸化炭素固定量、PP.26~29、土木技術資料56-7、2014

4) 小山明男: 再生骨材コンクリートの付加価値向上による利用拡大に向けた基礎的研究

2. 循環経済を巡る動向

- 2024 (R6) 年夏頃の第五次循環型社会形成推進基本計画策定に向けて、環境省の中央環境審議会循環型社会部会で、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けた取組について議論。
- 経済産業省では2023 (R5) 年9月から産業構造審議会産業技術環境分科会資源循環経済小委員会において、循環経済への移行を加速する上で必要となる制度的対応について議論。

中央環境審議会循環型社会部会におけるこれまでの議論

- 資源生産性・循環利用率を上げていくためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなくて、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことが必要ということで、線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行を推進することが鍵。
- 資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持または付加することによる価値の最大化を目指す循環経済への移行が、資源消費を最小化し、廃棄物の発生抑制、環境負荷の低減等を実現する有効な手段であり、循環型社会を形成する上での強力なドライビングフォースである。

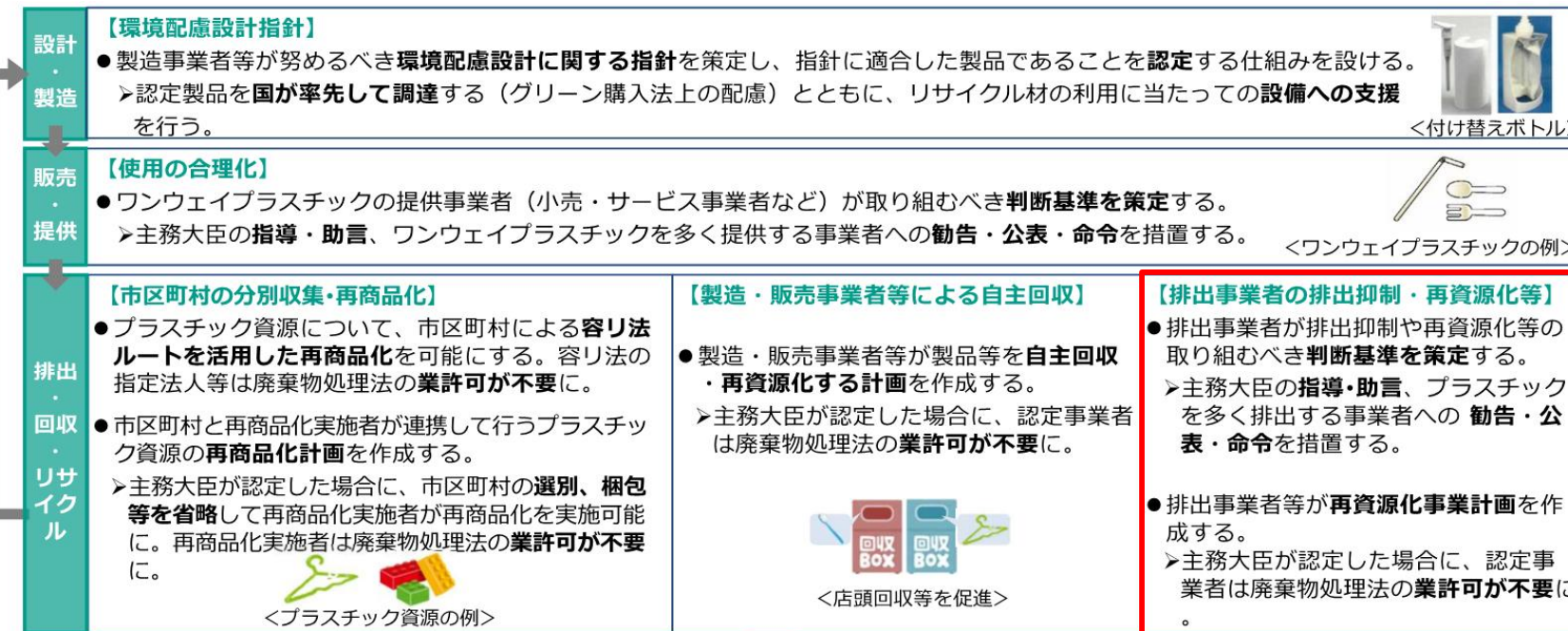
産業構造審議会産業技術環境分科会資源循環経済小委員会におけるこれまでの議論

- リサイクルとサーキュラーエコノミーの一番の違いは市場創出や価値づくりである。

3. プラスチックのリサイクルを巡る動向

- 令和3年6月に、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立。
- 建設分野においても、プラスチック排出事業者は発生抑制・再資源化等に取り組む必要。

法律における個別の措置事項



建設分野においても、プラスチックの排出事業者は排出抑制・再資源化等に取り組むことが必要

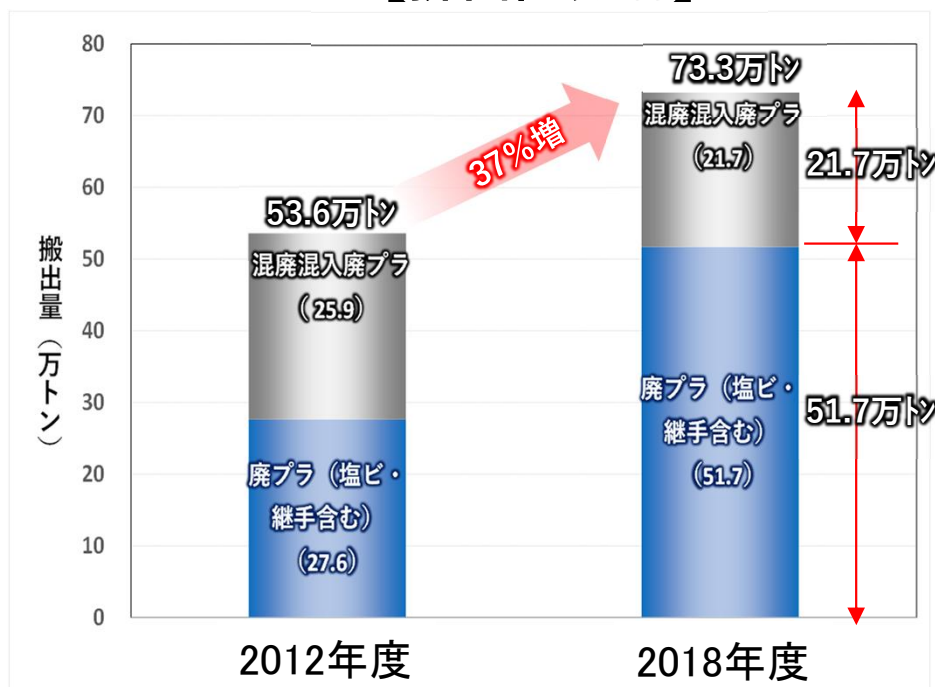
↓ : ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

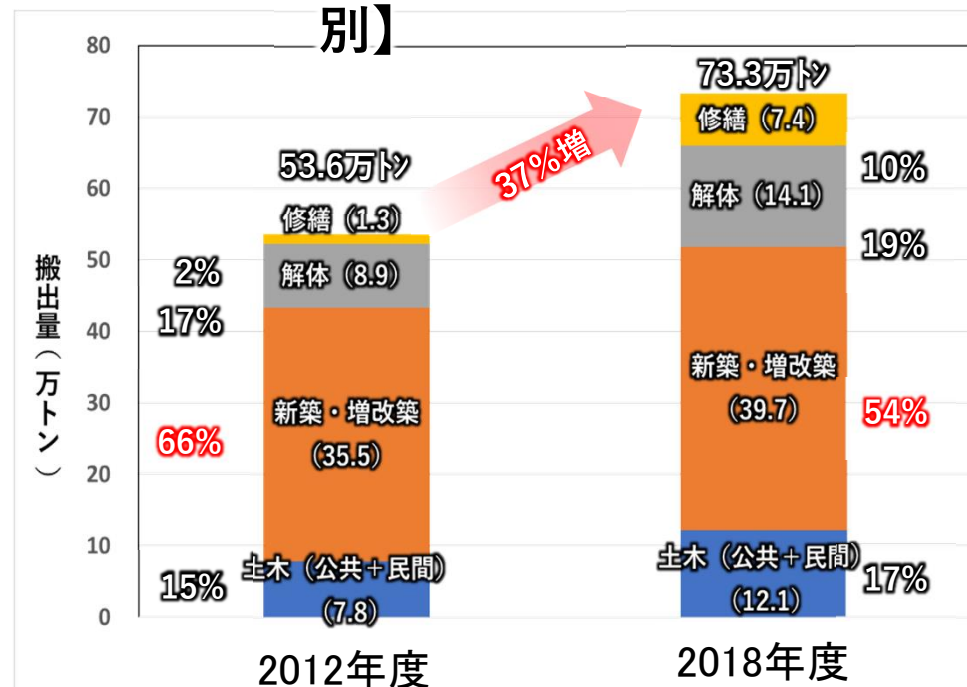
- 建設工事から排出される廃プラスチックは約73.3万トンと推計されており、うち、現場分別されて排出される廃プラスチックは約51.7万トン（H30年度）で約7割。
- 総排出量は前回調査（H24年度）比約37%増。排出元の工事種類別では、新設・増改築が過半数を超えるものの、修繕工事の比率が増加傾向。土木はほぼ横ばい。

建設工事から排出される廃プラスチック量

【排出区分別】



【工事種類別】

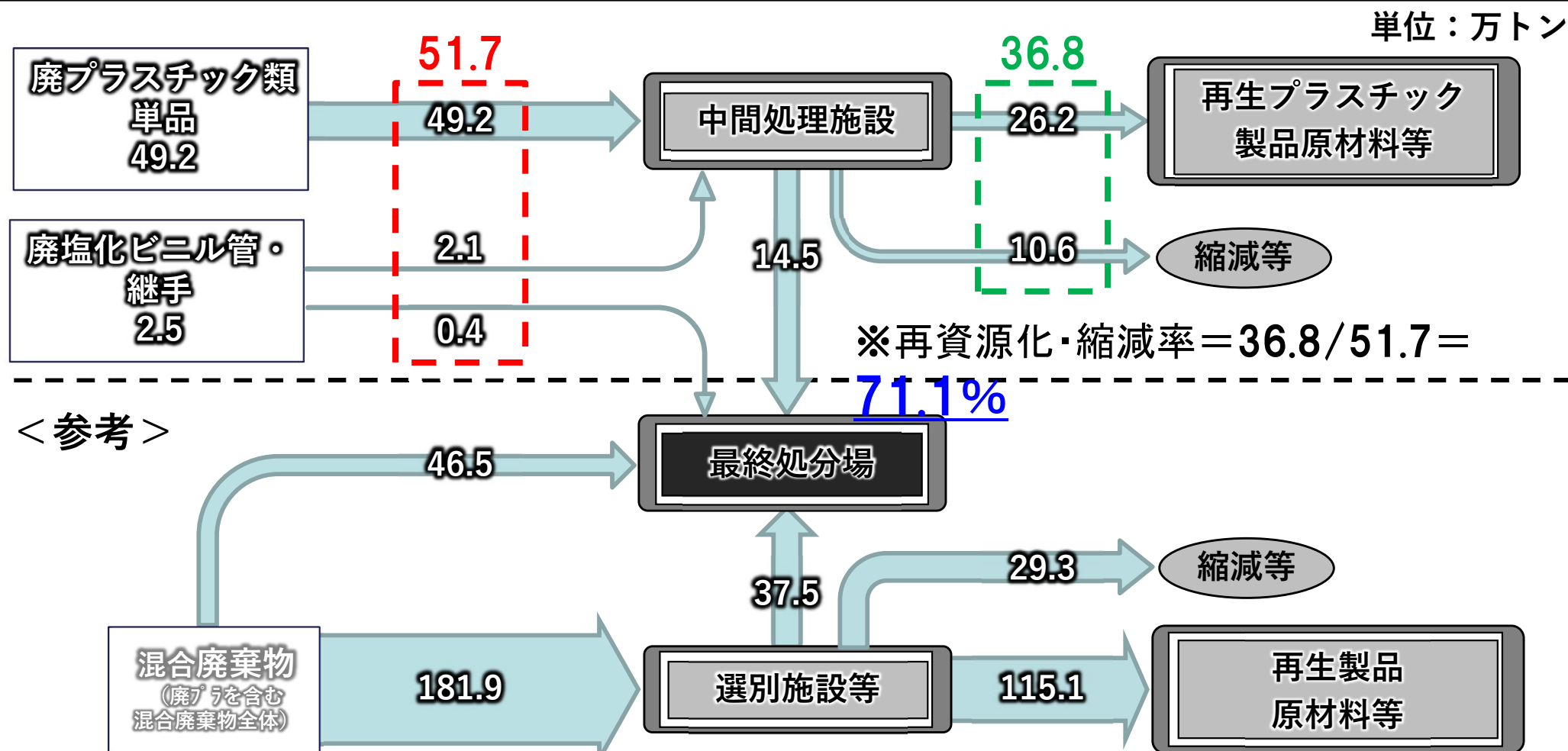


注：※建設混合廃棄物中の廃プラスチックの重量割合は、建設廃棄物協同組合「建設系混合廃棄物の徹底比較 解体・新築」を用いた
ただし、同資料は新築、解体の2区分のみであるため、土木は新築、修繕は解体の割合を用いた。

出典：「H30年度建設副産物実態調査結果」
※四捨五入の関係で合計があわない場合がある。

建設工事における廃プラスチック類搬出状況

○建設工事から排出されるプラスチック類及び塩化ビニル管・継手計約51.7万トン
は、中間処理施設で破碎等処理され、うち約26.2万トン（約50.6%）が再生製品
の原料に再資源化。焼却など縮減量も加味した再資源化・縮減率は約71.1%。



出典：「H30年度建設副産物実態調査結果」※四捨五入の関係で合計があわない場合がある。
廃プラスチック類の中間処理後のフローは、環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等」を用いている。

- 建設現場では多様な廃プラスチック類を排出。
- 現場における効率的かつ効果的な分別を行うことにより、廃プラスチックの再資源化を進める必要。



名称(仮称)		具体的品目例	
全般 (下に区分しない場合)		下記品目を含む廃プラ全般	
広域認定品		床材、押出ボード、発泡スチロール等 (汚れ、異物付着・混入ないこと、品目別、メーカー別に分別)	
有価物		汚れ、異物付着・混入ないこと、品目別、有価で取引されるPPバンド等	
汚れ有	塩ビ系	壁クロス、長尺シート等	
	非塩ビ系	PPバンド、ビニールシート、空スプール等	
汚れ無	塩ビ系	壁クロス、長尺シート等	
	非塩ビ系	硬質	ビニールシート、空スプール等
		軟質	ポリエチレン養生シート
	硬質軟質	壁クロス、長尺シート等	
発泡ウレタン・スチロール		発泡スチロール、押出ボード等	

4. 盛土等に関する最近の動向

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害** (令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検** (令和4年3月)



制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ **各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
(一部の地方公共団体では、条例を制定して対応)

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

- ◆ 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し**、**土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず**、危険な盛土等を**全国一律の基準で包括的に規制**
 - ※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”
 - ※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応
- ◆ **国土交通大臣及び農林水産大臣**が盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針を策定**し、その方針の下、**都道府県知事等が規制を実施**

規制区域

- 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域**として指定
 - **宅地造成等工事規制区域**：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
 - **特定盛土等規制区域**：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定
 - ※ 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長
- 区域指定に**市町村が関与**できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出）
- 都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

規制対象

- 規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可**の対象とする
- 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制**
 - ※ 許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

（参考）改正前の宅地造成工事規制区域

【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土



【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

<宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ>



新制度による規制区域

【規制対象】

※（下線部）：規制を強化する部分

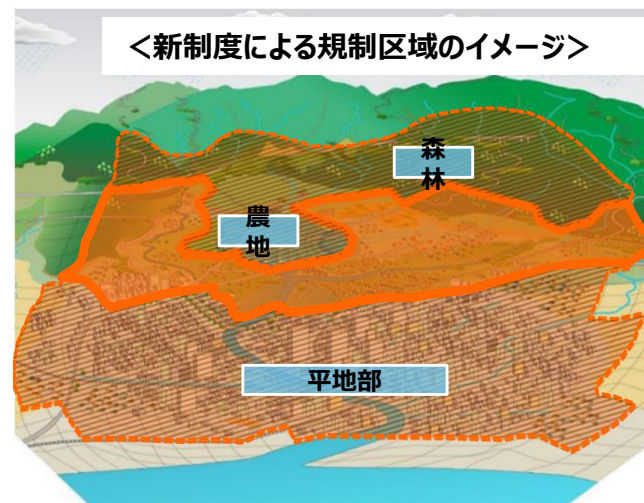
- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積



【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定**

<新制度による規制区域のイメージ>



許可基準
・
手続

○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**

※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査

○許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知（説明会の開催等）**を要件化

中間検査
完了検査

○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、

①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

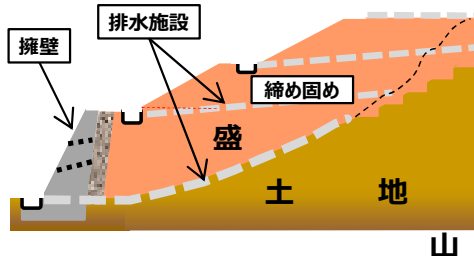
※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

■ 災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

（主な安全基準）

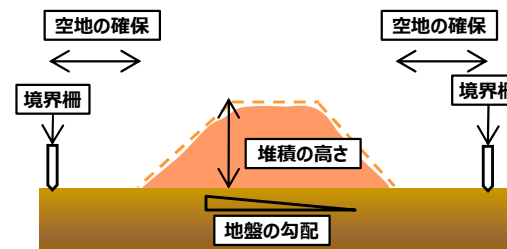
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



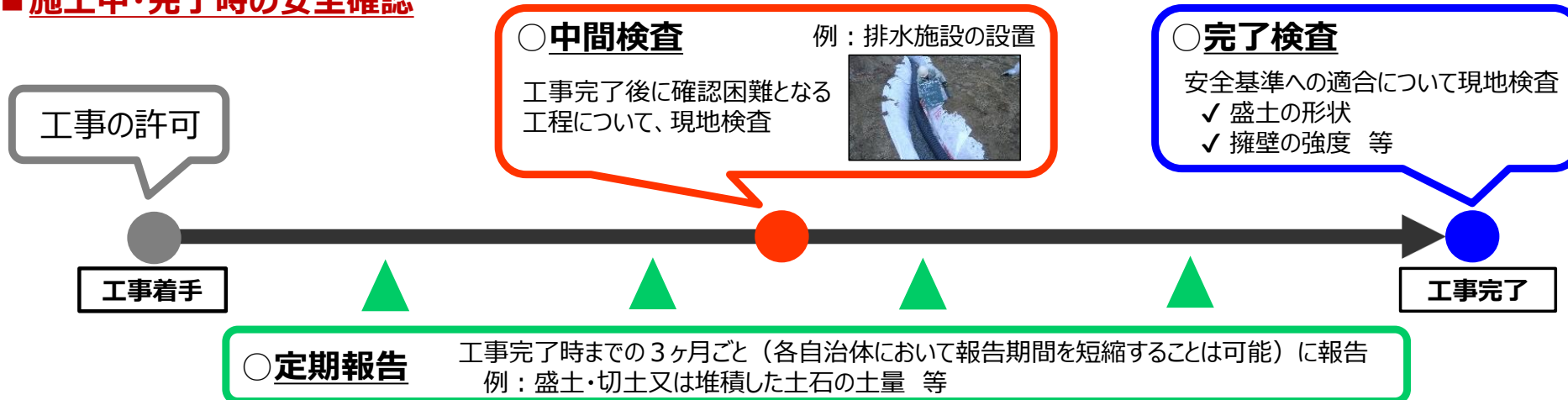
<一時的な堆積>

（主な安全基準）

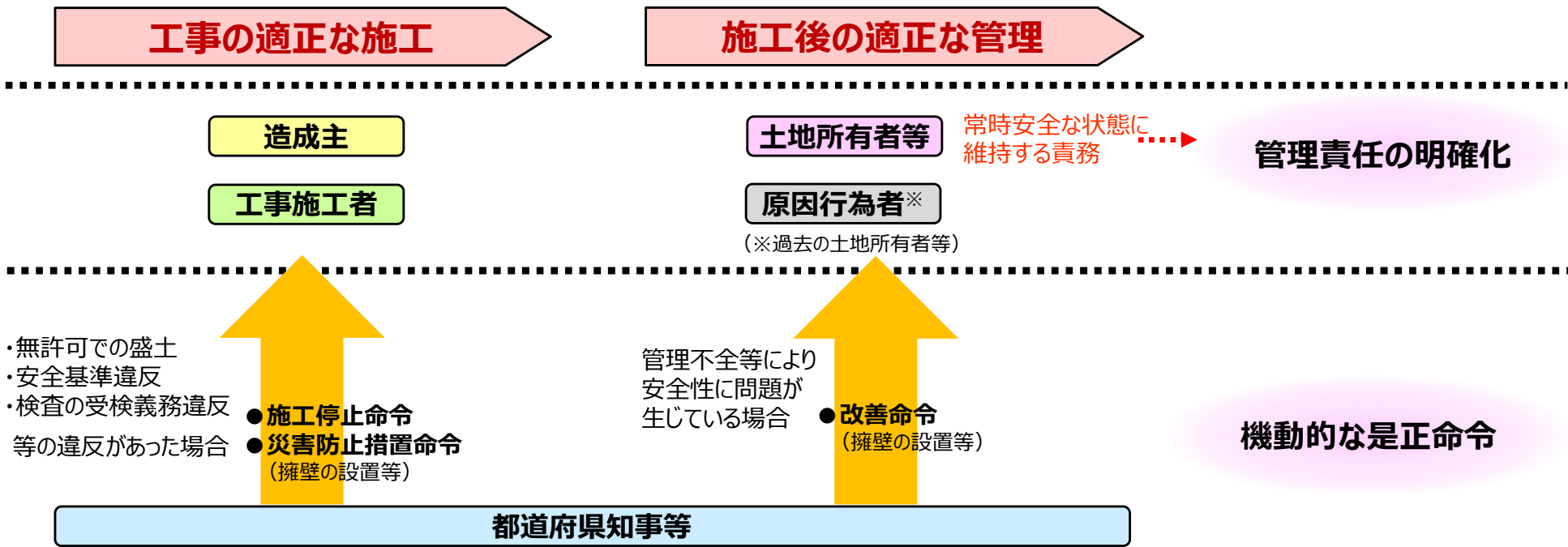
- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等



■ 施工中・完了時の安全確認

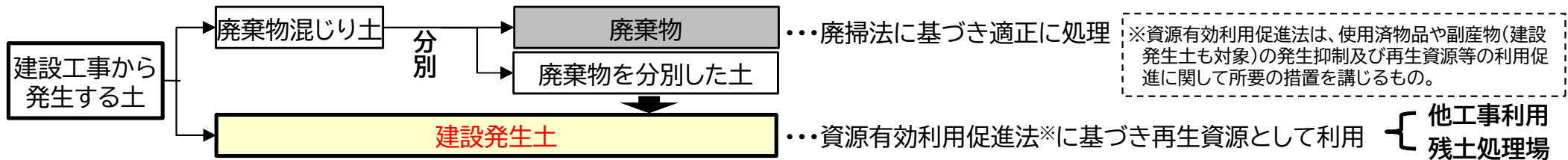


- 管理責任** ○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。
- 監督処分** ○災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。
- 罰則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**



※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。

- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下）** **実効性のある罰則**
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科**を措置（最大で3億円以下）



指定利用等の徹底

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国	:99%
都道府県	:88%
政令市	:77%
市区町村(政令市除く)	:69%

※H30建設副産物実態調査結果(土量ベース)

建設発生土の計画制度の強化

【R4までの制度】 資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

【R5施行の概要】

- 計画書の作成対象工事の拡大(土砂1,000m³ → 500m³)、保存期間の延長(1年 → 5年)、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化
【省令改正:R5.1.1施行】
- ※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化
【政令改正:R5.1.1施行】
- 搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認、工事現場の土壌汚染対策法の手続確認を義務化
【省令改正:R5.5.26施行】
- ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、ストックヤードからの搬出先を明確化
【告示:R5.5.26施行】

【R6施行の概要】

- 元請業者等による建設発生土の最終搬出先の確認※を義務化
【省令改正・告示:R6.6.1施行(1年間の登録猶予期間後施行)】

【再生資源利用促進計画書】 (イメージ)

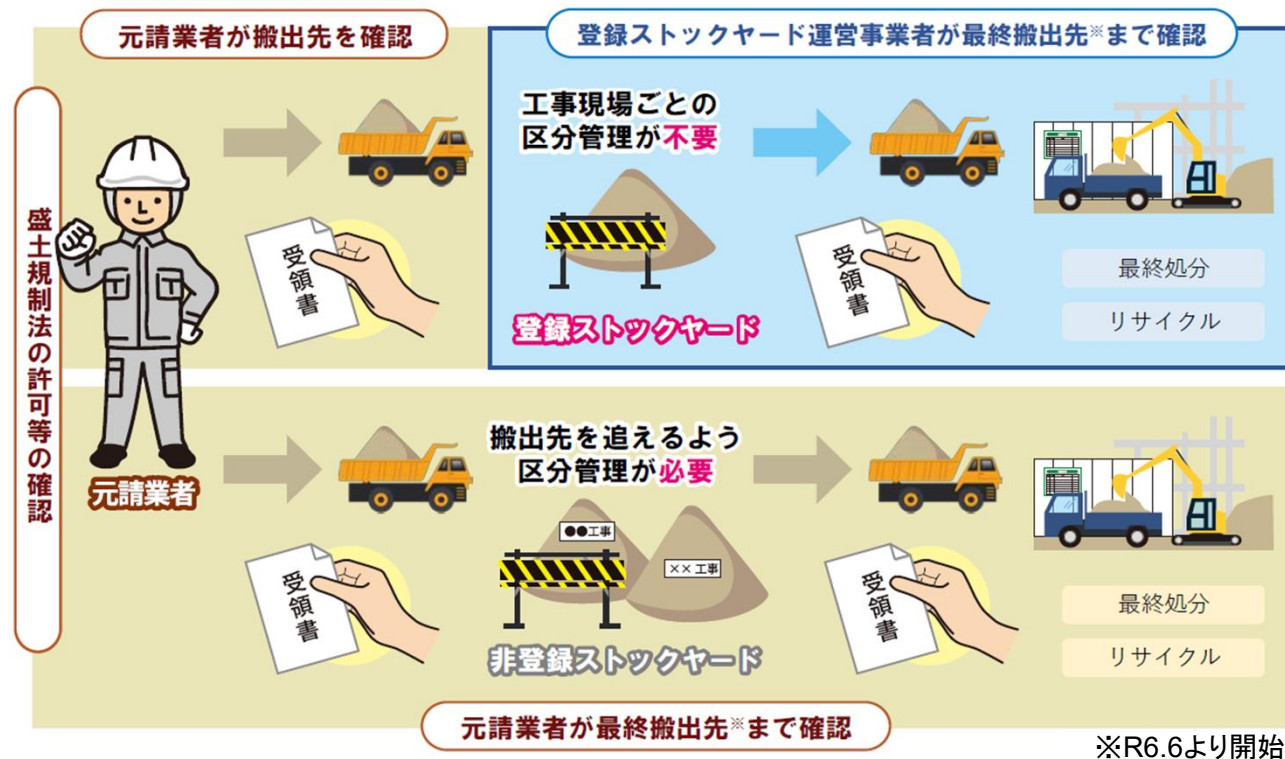
計画書	
請負会社	: ●●株式会社
工事所在地	: ●●市 ●●町 ●●
建設発生土	: ●●●● m ³
搬出先	: ●●工事 ●●● m ³
	: ●●処分場 ●●● m ³
コンクリート	: ……………
アスファルト・コンクリート	: ……………
木材	: ……………

- ※ただし、以下の搬出先に搬出した場合は最終搬出先までの確認が不要となる
- ・ 国又は地方公共団体が管理する場所
 - ・ 他の建設現場で利用する場合
 - ・ 登録ストックヤード

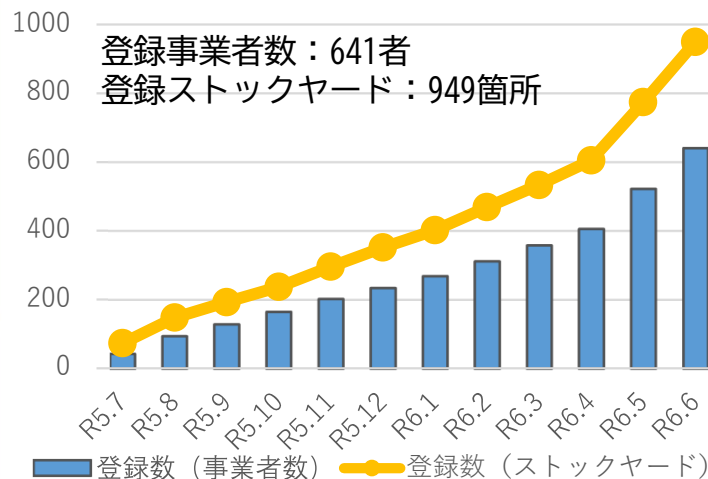
盛土規制法等

- 厳格な盛土許可制
- 不法盛土の監視強化(許可地一覧の公表・現地掲示)
- 盛土許可違反の建設業者への処分

- 資源有効利用促進法省令改正による建設発生土の計画制度の強化と連携し、一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設しました(R5.5.26施行)。
- 登録ストックヤードに搬出した場合、元請業者は建設発生土の最終搬出先確認が不要となります(R6.6.1施行)。
- 令和6年6月14日時点での全国の登録数は、事業者数641者、登録ストックヤード数949箇所となっています。



●ストックヤード登録状況 (R6/6/14時点)



●地域毎の登録状況 (R6/6/14時点)

地域	登録事業者数	登録ストックヤード数
北海道開発局	15	21
東北地方整備局	62	91
関東地方整備局	129	217
北陸地方整備局	66	92
中部地方整備局	78	110
近畿地方整備局	142	199
中国地方整備局	67	99
四国地方整備局	18	23
九州地方整備局	59	90
沖縄総合事務局	5	7
合計	641	949

登録のメリット

- 令和6年6月以降は、登録ストックヤードへ搬出することにより、元請業者の負担が軽減することから、**より一層選ばれやすくなる**ことが期待されます。
- 登録された事業者の一覧は、**国のHPで公表**されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。
- 発注者が指定する搬出先として登録ストックヤードが活用されることが期待されます。

○建設発生土の有効利用を促進するため、以下の取組を実施。

1. 建設発生土情報交換システムの利用促進

○公共工事間での建設発生土の有効利用(工事間利用)促進を目的としたWebシステム。

2. 建設発生土の官民有効利用マッチングシステムの利用促進

○公共工事(官)と民間工事(民)の間での建設発生土を有効利用(工事間利用)促進を目的としたWebシステム。H27年度から実施。

3. 建設発生土の利活用事例集の作成・公表

○①他機関との工事間利用、②低質土(第4種発生土、泥土等)の有効活用、③土質改良土の利活用、④建設発生土の発生抑制、に関する個別工事での取組47事例を整理。

○また、地方公共団体独自の建設発生土の利用調整の取組6事例も整理。

○以上をまとめて、事例集として国土交通省HP上でR4.12公開。R6.4更新。

4. 建設発生土の保管場所一覧の公表

○全国の都道府県・指定市を対象に、建設発生土のストックヤード・土質改良プラント・受入地の実態調査を行い、公表可能な箇所について、その利用形態や所在地を整理した一覧表を作成し、各地方整備局等のHP上でR5.1公開。R6.4更新。

1. 建設発生土情報交換システム

- 公共工事間での利用調整を目的に、建設発生土情報交換システムを運用。
- 公共工事の受発注者は、建設発生土を他の工事で有効活用するために必要な情報を、ウェブ上のシステムでリアルタイムに交換可能。



■利用対象

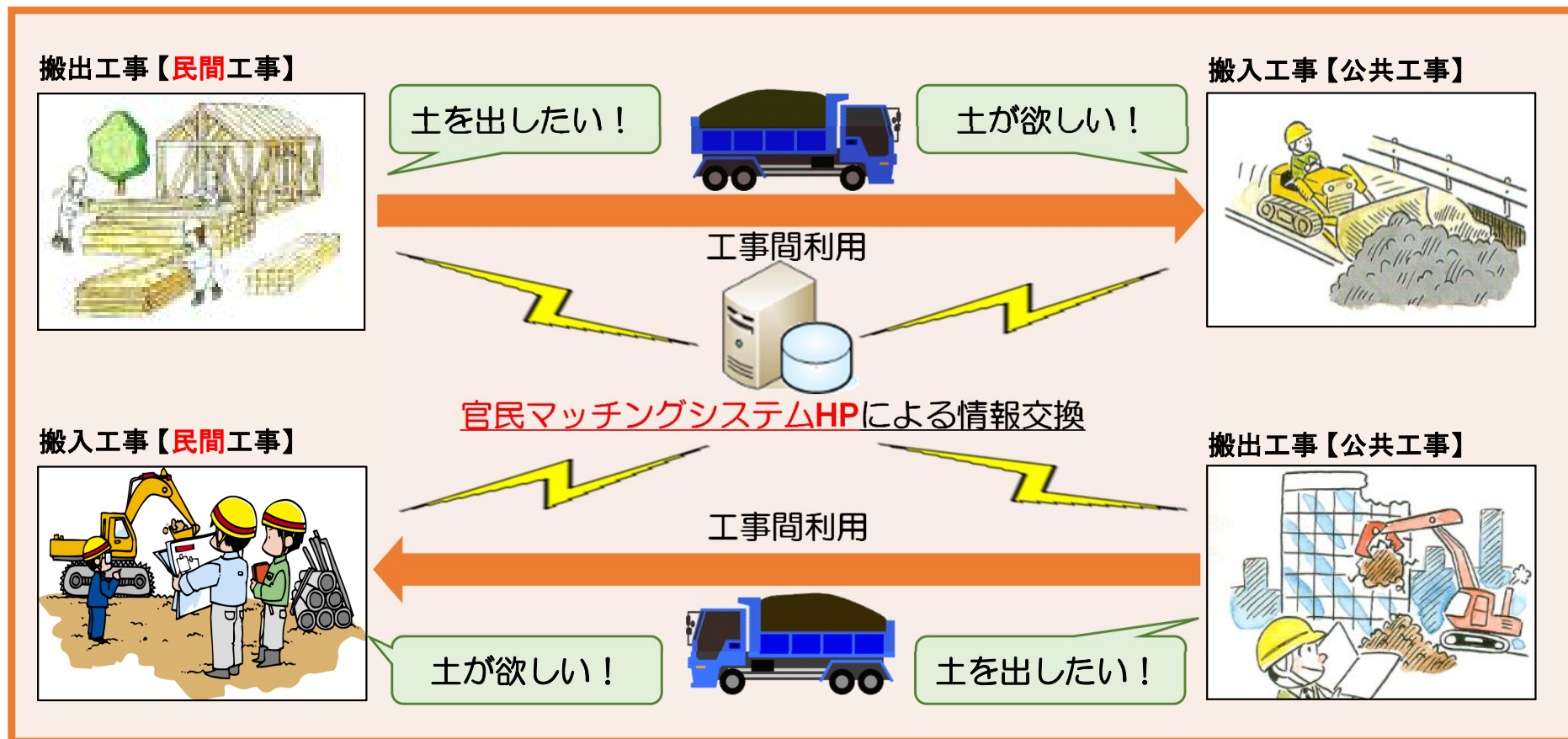
公共工事発注者・受注者

■特長

- ・全利用者の土量情報を検索可能
- ・建設発生土利用率、工事間利用率等が算出可能
- ・公共工事土量調査結果も反映
- ・受注者による情報更新が可能

○公共工事（官）と民間工事（民）間で建設発生土を有効利用（工事間利用）することを目的に、H27年度より実施。

建設発生土の官民有効利用マッチングシステムによる有効利用



- 利用対象者
公共工事発注者・受注者
民間工事発注者・受注者

【建設発生土の官民有効利用マッチングシステムホームページ】

URL : <https://matching.recycle.jacic.or.jp>

5. 自然災害の頻発・激甚化

○石川県は令和6年能登半島地震における「災害廃棄物処理実行計画」において、災害廃棄物の発生量の約50%を占めるコンクリートがらについて、国、県及び市町の復興事業等において建設用資材として積極的に活用することとしている。

災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物の発生量

- 県全体で約244万トンの災害廃棄物が発生すると推計 (R6.2.6時点)
- 本県の年間ごみ排出量 **約7年分** に相当 (参考) H28熊本地震: 311万t H19能登半島地震: 25万t

地域	市町	被災建物棟数 <全壊・半壊> (棟)		発生量 (千t)	地域	市町	被災建物棟数 <全壊・半壊> (棟)		発生量 (千t)
		全壊	半壊				全壊	半壊	
能登北部	珠洲市	10,940		576	石川中央	かほく市	357		18
	輪島市	8,662		349		津幡町	1		1未満
	能登町	6,045		313		内灘町	868		49
	穴水町	5,153		275		金沢市	25		1未満
	計	30,800		1,513		野々市市	0		1未満
能登中部	七尾市	10,310		498	南加賀	白山市	7		1未満
	志賀町	4,999		289		計	1,258		67
	中能登町	2,320		53		川北町	0		1未満
	羽咋市	849		18		能美市	8		1未満
	宝達志水町	46		1		小松市	32		1未満
計	18,524		859	加賀市	22		1未満		
					計	62		1	
					合計	50,644		2,440	

※ 今後、被害棟数が判明した段階で、解体状況や発生する廃棄物の種類や量を踏まえ、災害廃棄物の発生量について見直しを行う。

損壊家屋等の解体撤去

解体想定数 約 22,000 棟
 解体期間 R6.3~R7.10
 (1棟当たりの解体日数: 10日)
 解体班数 約 500~600班 (1班4~5名)

処理スケジュール

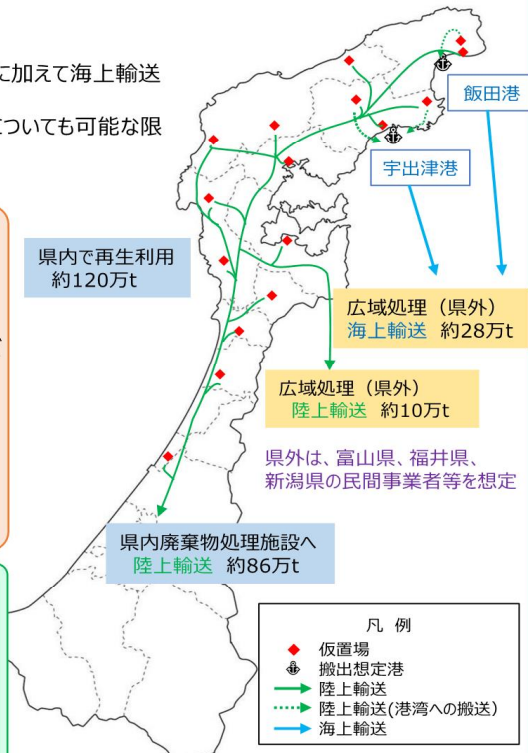
本計画は、解体する棟数や、発生する廃棄物の種類や量、より効率的な処理方法等を考慮しながら、適宜、改定するものとする。

災害廃棄物の処理

- 解体現場における分別解体を行い、仮置場に搬送
- 速やかに災害廃棄物を搬出し、効率的に処分を行うため、車両による陸上輸送に加えて海上輸送による広域処理を行う
- 金属くずは製鋼原料等、**コンクリートがらは復興資材に利用**。その他、木くずなどについても可能な限り再生利用する

種類別	処理施設 (行先)	処理方法
可燃物 約13万t	県内 約6万t	焼却(発電)、RPF など
	県外 約7万t (うち海上輸送約5万t)	焼却(発電)、RPF など
処理 約124万t	木くず 約38万t	製紙原料、バイオマス燃料など
	県外 約21万t (うち海上輸送約13万t)	セメント原燃料、製紙原料、バイオマス燃料 など
不燃物 約73万t	県内 約63万t	埋立処分、 再生資源化(瓦)
	県外 約10万t (うち海上輸送約10万t)	埋立処分

再生利用 約120万t	金属くず 約2万t	県内 約2万t	製鋼原料等(有価物利用) 家電リサイクル 小型家電リサイクル
	コンクリートがら 約118万t	県内 約118万t	破砕(建設用資材)



凡例
 ◆ 仮置場
 船 搬出想定港
 → 陸上輸送
 → 陸上輸送(港湾への搬送)
 → 海上輸送

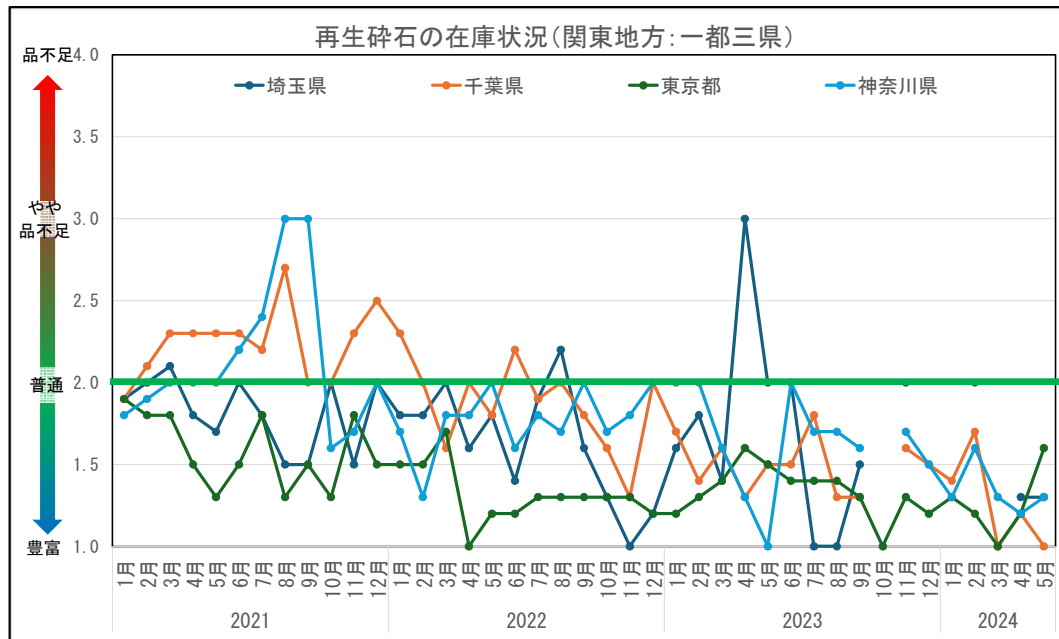
※ 搬出想定港については、今後の状況を踏まえて変更となる可能性がある

	令和5年度			令和6年度												令和7年度			処理終了									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6		7	8	9	10	11	12	1	2	3
県外処理	計画の実行 (必要に応じて見直し)																											
県内処理	基本方針 実行計画の策定																											
仮置場の設置運営	開設 設置運営																											
公費解体工事の実施	受付 解体工事実施																											
災害廃棄物の処理	運搬・処分																											
広域処理	運搬・処分																											

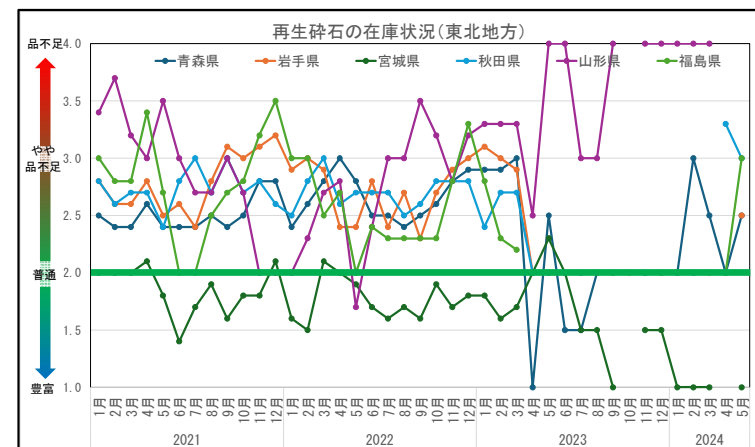
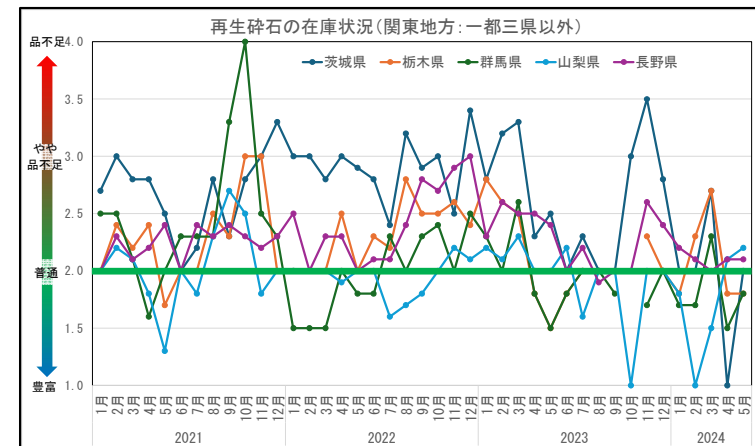
6. 再生砕石の在庫状況

○一部大都市圏では、再生クラッシュランの在庫が積み上がっているとの声もあり、再生クラッシュラン以外の再生用途の拡大が喫緊の課題。

首都圏

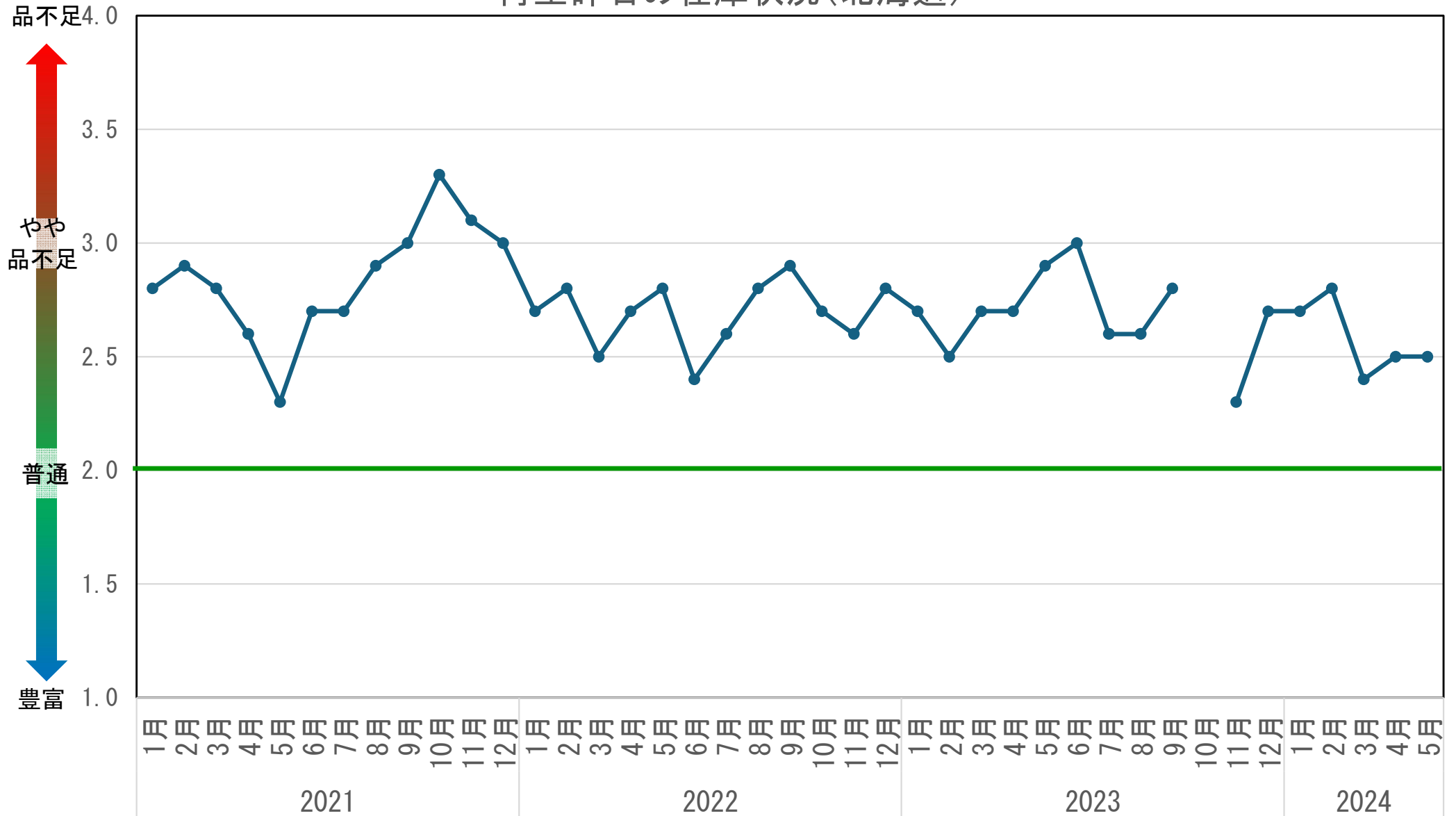


北関東・東北



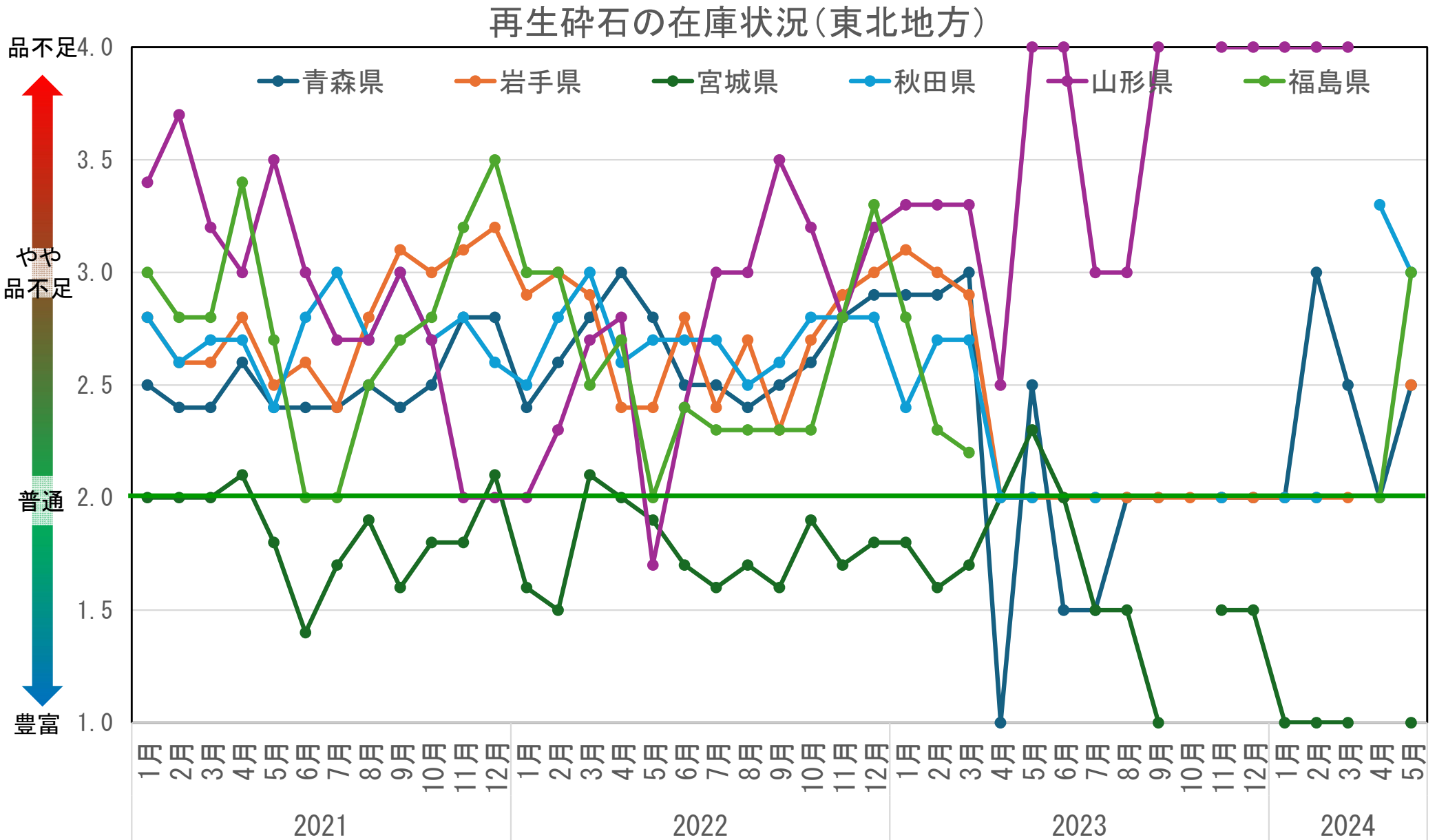
再生砕石の2021年以降の在庫状況については、首都圏(一都三県)では「豊富」な状況である一方、北関東や東北では「普通」または「やや品不足」の状況の傾向がある。

再生砕石の在庫状況（北海道）



※ 国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査結果」より、公共事業企画調整課作成
 ※ 現在の在庫状況を、1(豊富)、2(普通)、3(やや品不足)、4(品不足)として、各モニターからの回答を各都道府県別に集計し、その平均により算出
 ※ 一部、回答数が少ない等の理由により欠測あり

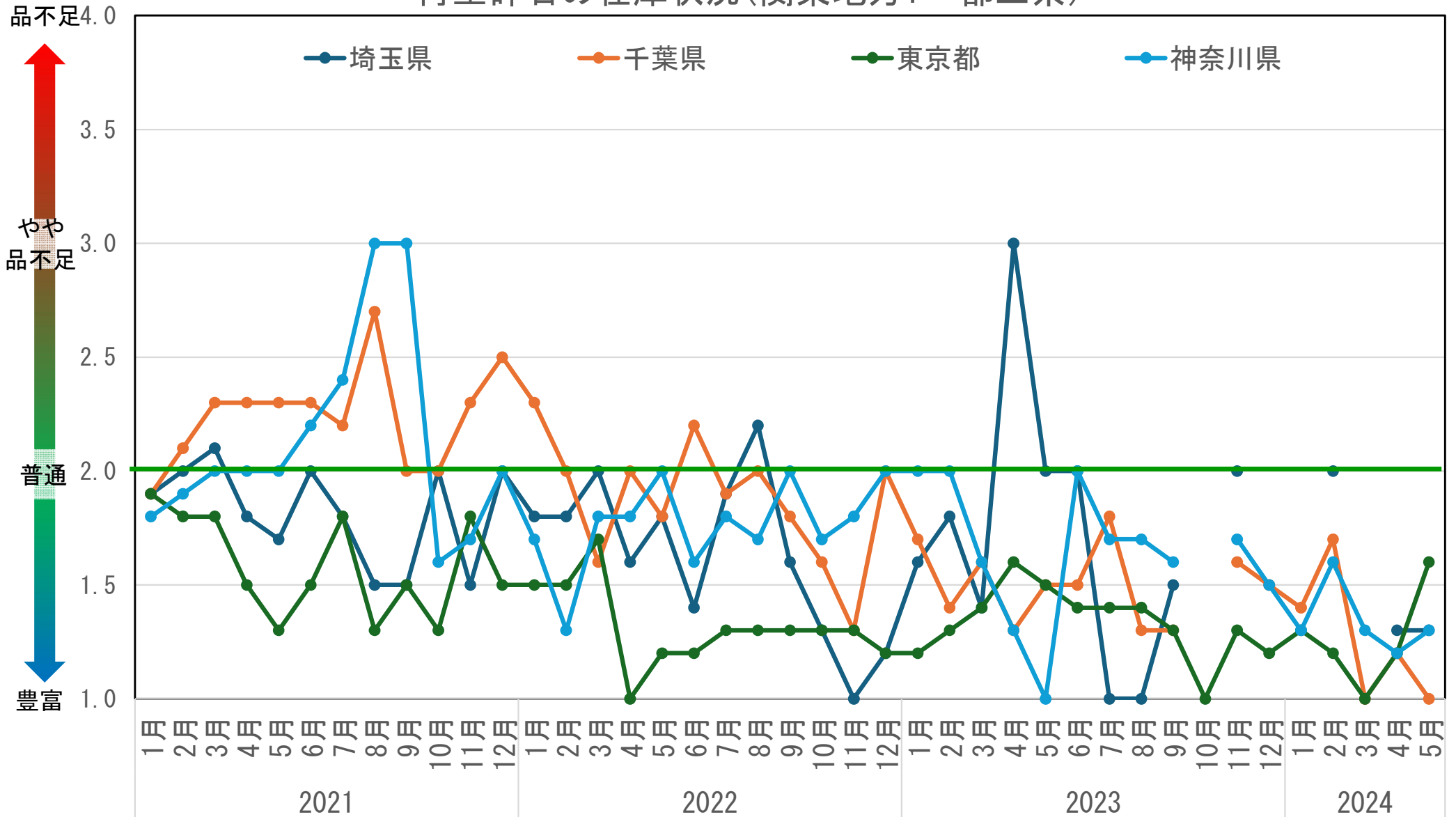
再生砕石の在庫状況（東北地方）



※ 国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査結果」より、公共事業企画調整課作成
 ※ 現在の在庫状況を、1(豊富)、2(普通)、3(やや品不足)、4(品不足)として、各モニターからの回答を各都道府県別に集計し、その平均により算出
 ※ 一部、回答数が少ない等の理由により欠測あり

再生砕石の在庫状況（関東地方：一都三県）

再生砕石の在庫状況（関東地方：一都三県）



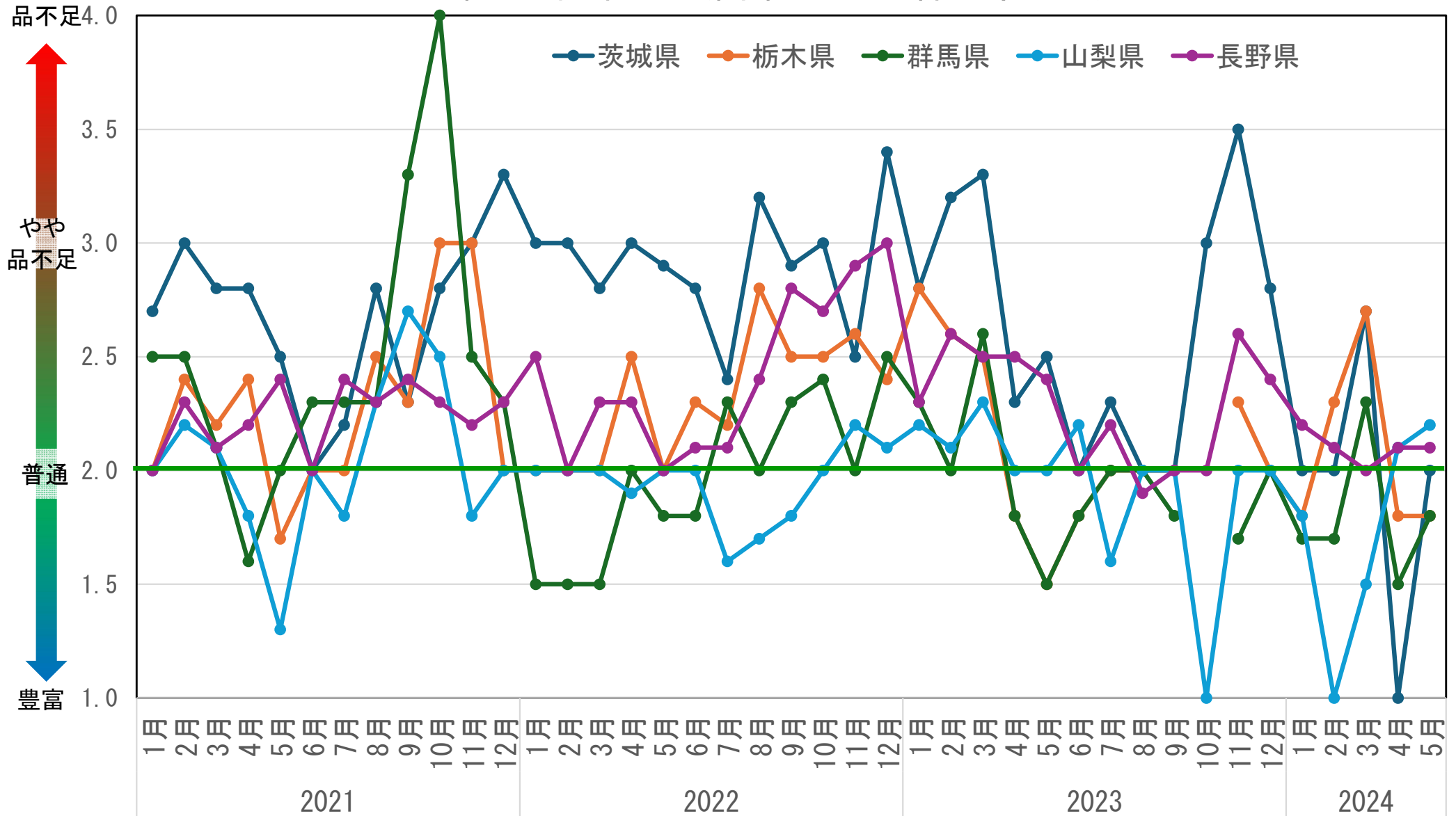
※ 国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査結果」より、公共事業企画調整課作成

※ 現在の在庫状況を、1(豊富)、2(普通)、3(やや品不足)、4(品不足)として、各モニターからの回答を各都道府県別に集計し、その平均により算出

※一部、回答数が少ない等の理由により欠測あり

再生碎石の在庫状況（関東地方：一都三県以外）

再生碎石の在庫状況（関東地方：一都三県以外）

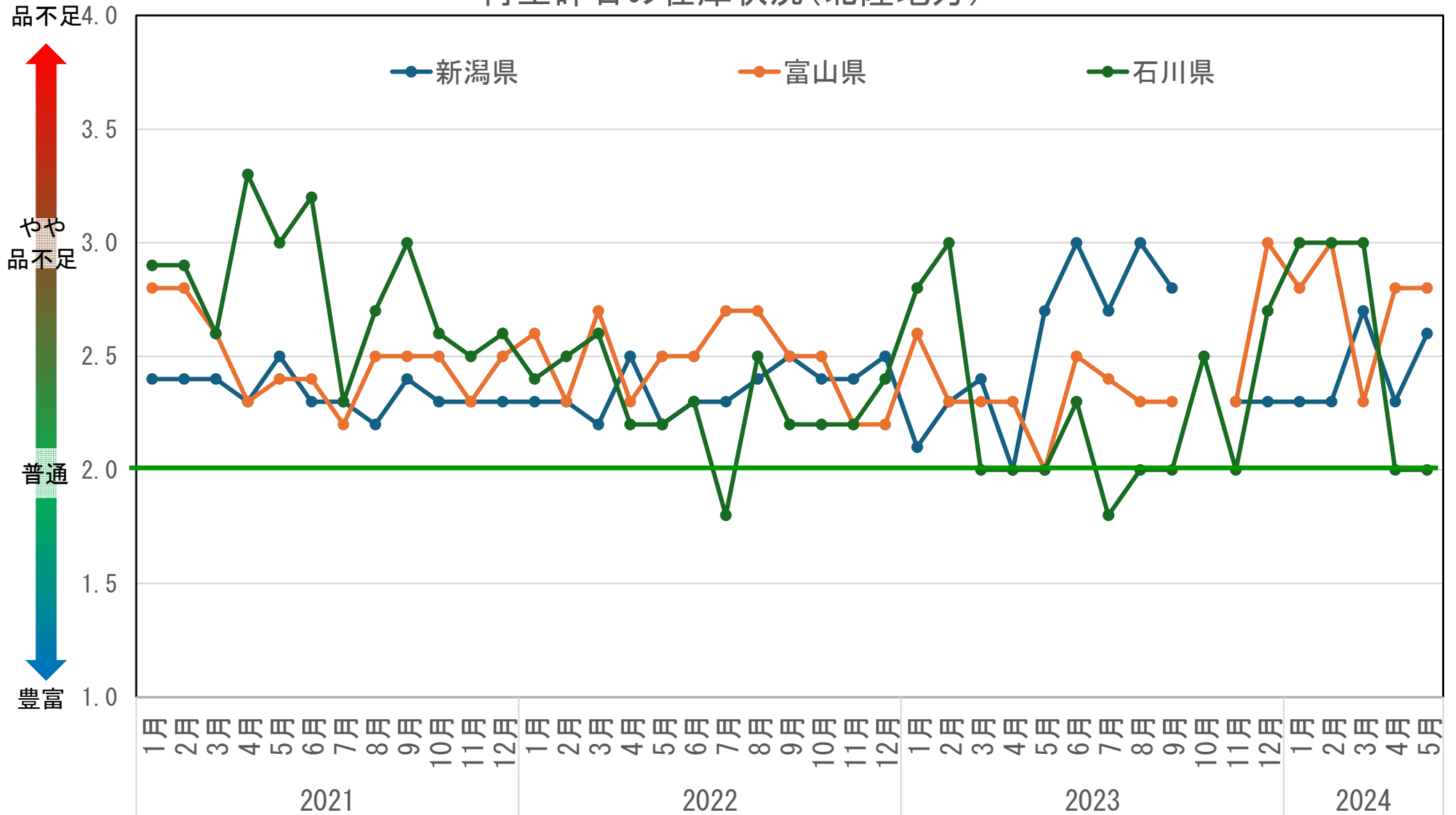


※ 国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査結果」より、公共事業企画調整課作成

※ 現在の在庫状況を、1(豊富)、2(普通)、3(やや品不足)、4(品不足)として、各モニターからの回答を各都道府県別に集計し、その平均により算出

※一部、回答数が少ない等の理由により欠測あり

再生砕石の在庫状況（北陸地方）



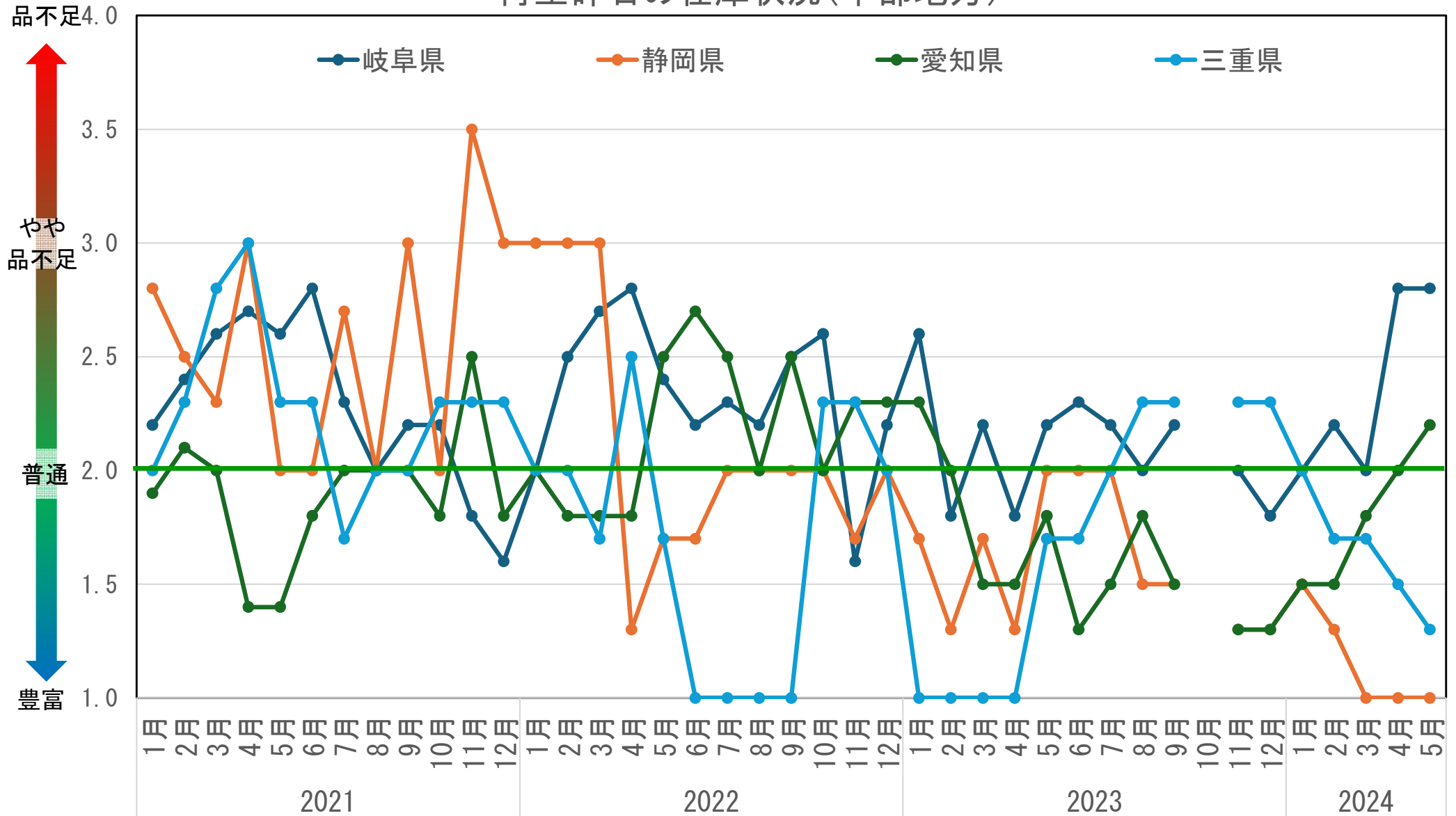
※ 国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査結果」より、公共事業企画調整課作成

※ 現在の在庫状況を、1(豊富)、2(普通)、3(やや品不足)、4(品不足)として、各モニターからの回答を各都道府県別に集計し、その平均により算出

※一部、回答数が少ない等の理由により欠測あり

再生砕石の在庫状況（中部地方）

再生砕石の在庫状況（中部地方）



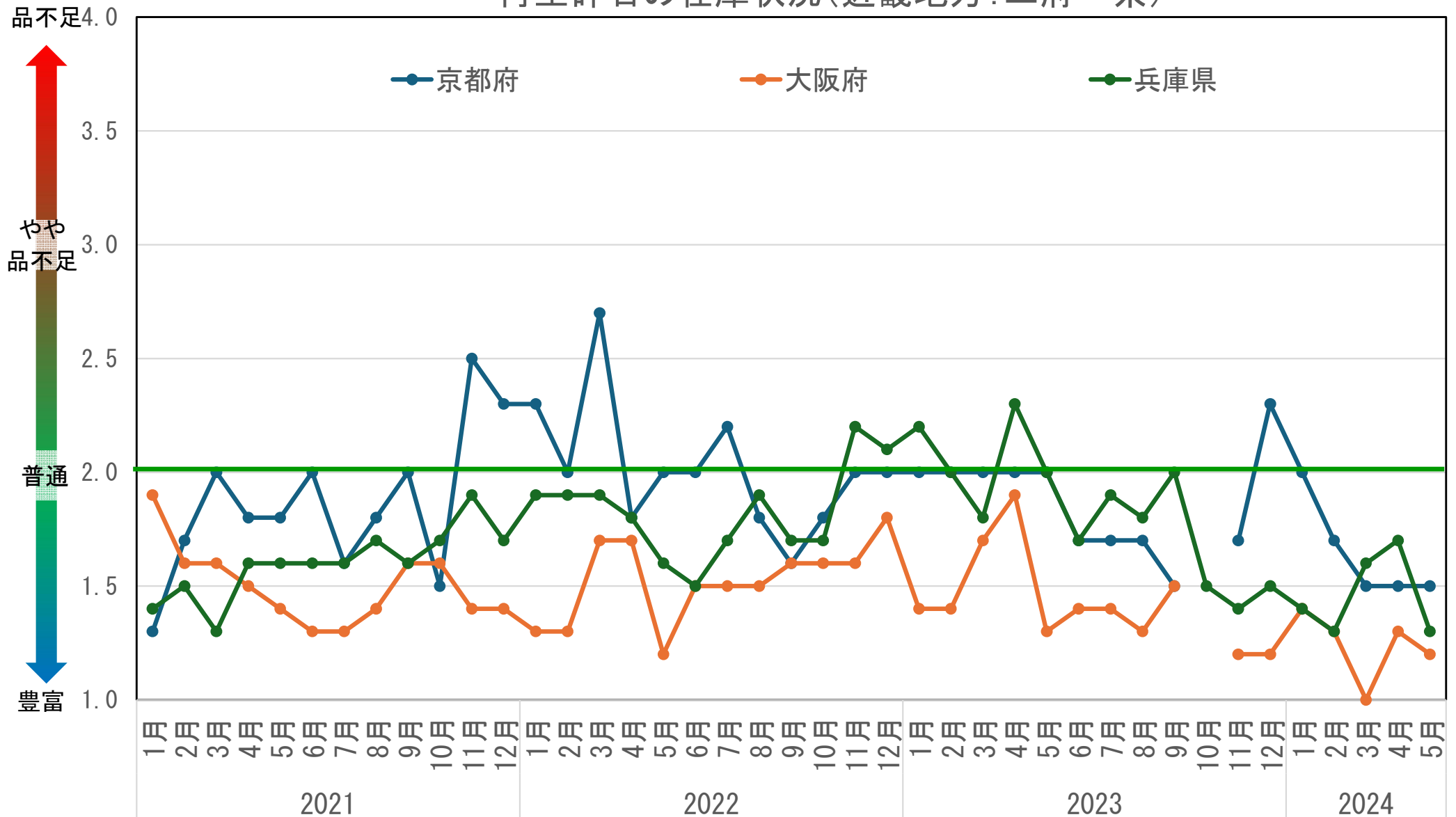
※ 国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査結果」より、公共事業企画調整課作成

※ 現在の在庫状況を、1(豊富)、2(普通)、3(やや品不足)、4(品不足)として、各モニターからの回答を各都道府県別に集計し、その平均により算出

※ 一部、回答数が少ない等の理由により欠測あり

再生砕石の在庫状況（近畿地方：二府一県）

再生砕石の在庫状況（近畿地方：二府一県）



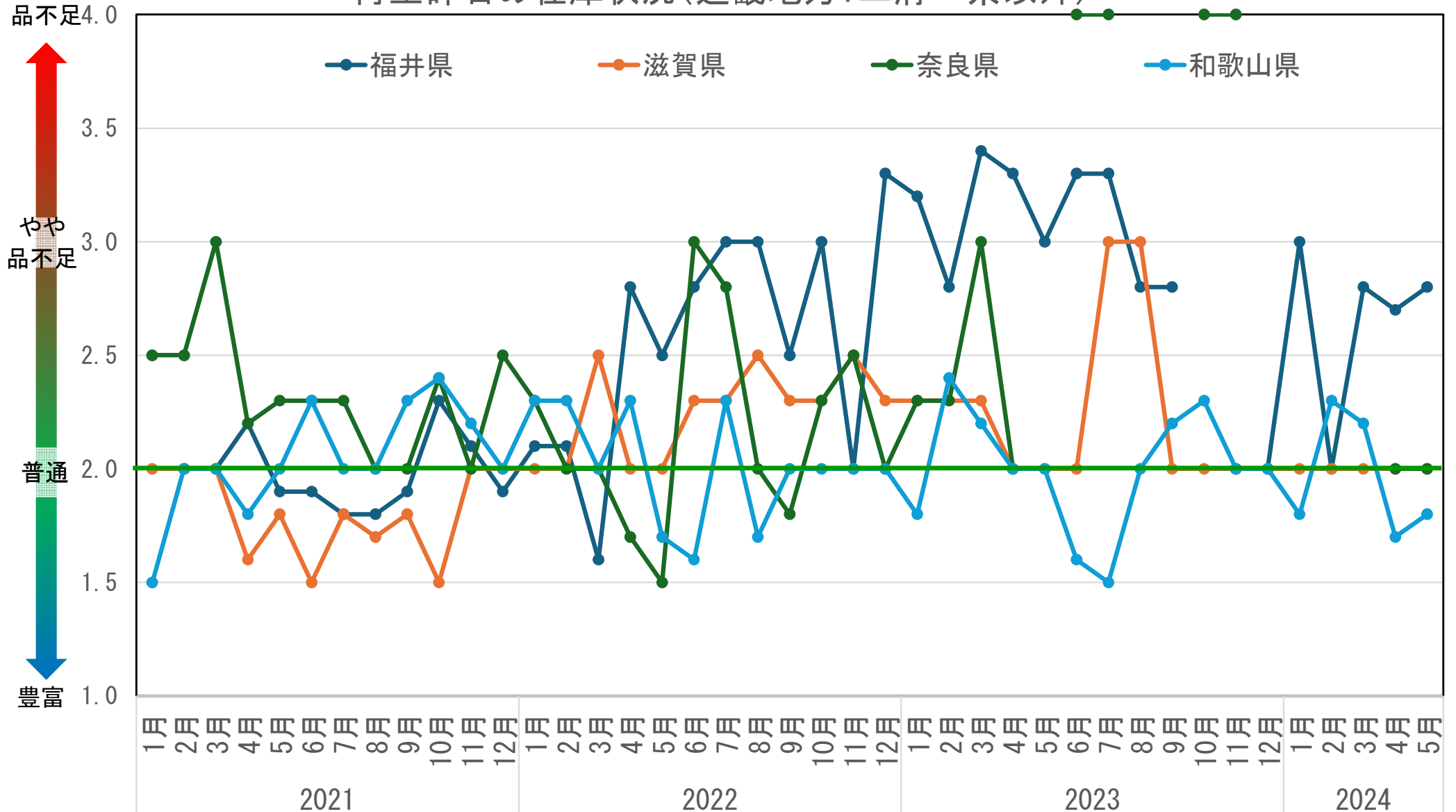
※ 国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査結果」より、公共事業企画調整課作成

※ 現在の在庫状況を、1(豊富)、2(普通)、3(やや品不足)、4(品不足)として、各モニターからの回答を各都道府県別に集計し、その平均により算出

※一部、回答数が少ない等の理由により欠測あり

再生砕石の在庫状況（近畿地方：二府一県以外）

再生砕石の在庫状況（近畿地方：二府一県以外）



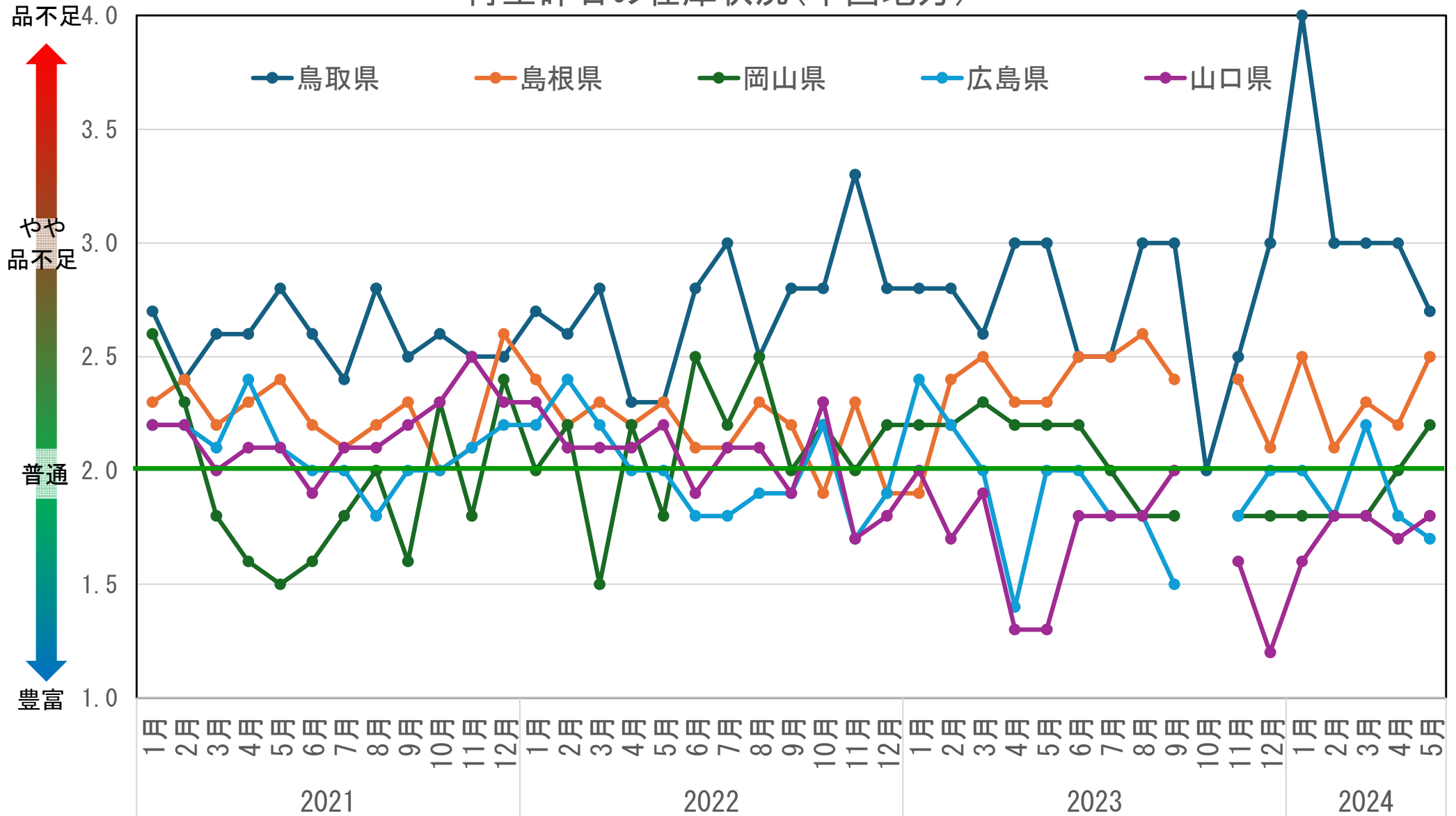
※ 国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査結果」より、公共事業企画調整課作成

※ 現在の在庫状況を、1(豊富)、2(普通)、3(やや品不足)、4(品不足)として、各モニターからの回答を各都道府県別に集計し、その平均により算出

※ 一部、回答数が少ない等の理由により欠測あり

再生砕石の在庫状況（中国地方）

再生砕石の在庫状況（中国地方）

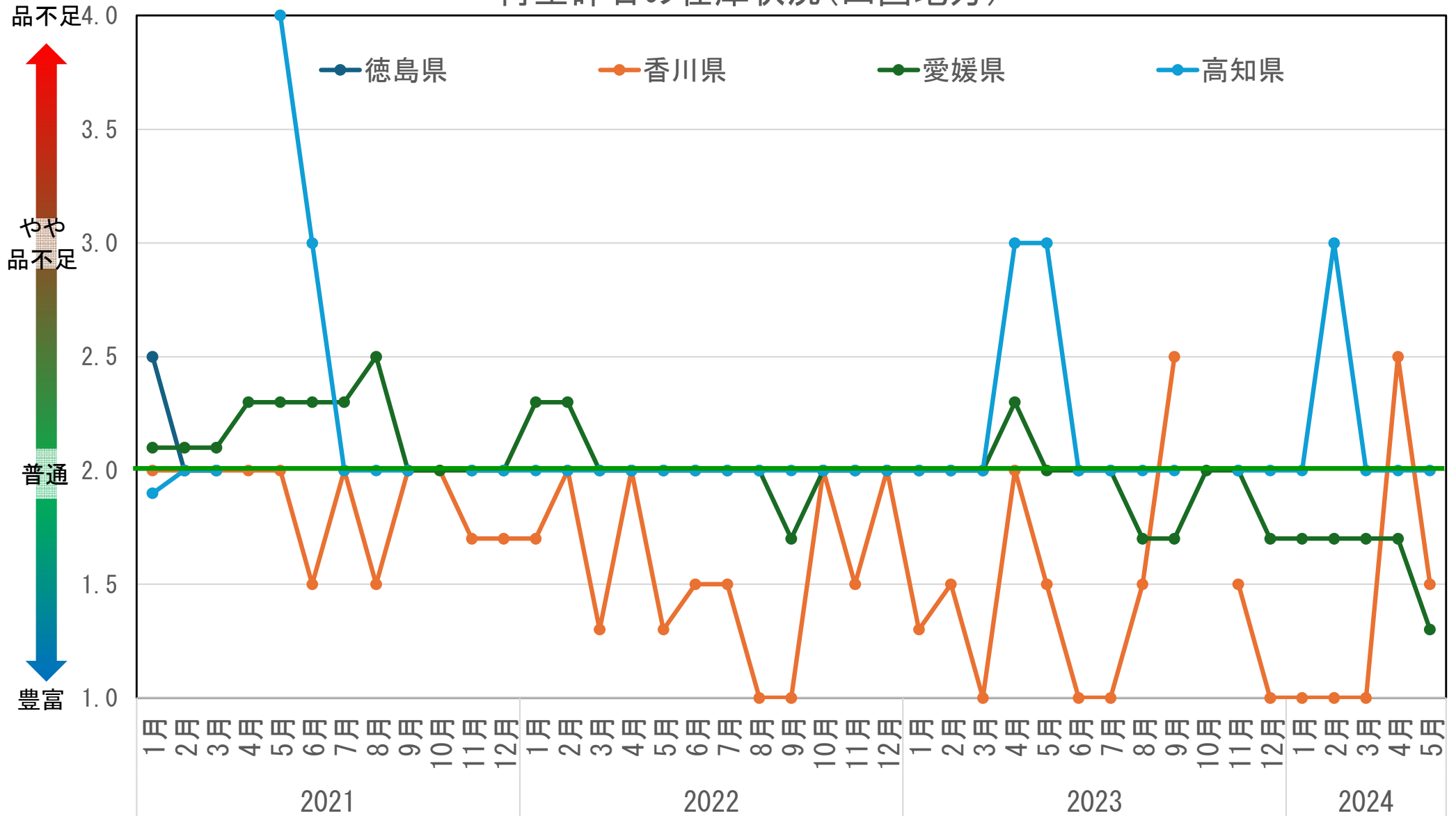


※ 国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査結果」より、公共事業企画調整課作成

※ 現在の在庫状況を、1(豊富)、2(普通)、3(やや品不足)、4(品不足)として、各モニターからの回答を各都道府県別に集計し、その平均により算出

※ 一部、回答数が少ない等の理由により欠測あり

再生碎石の在庫状況（四国地方）



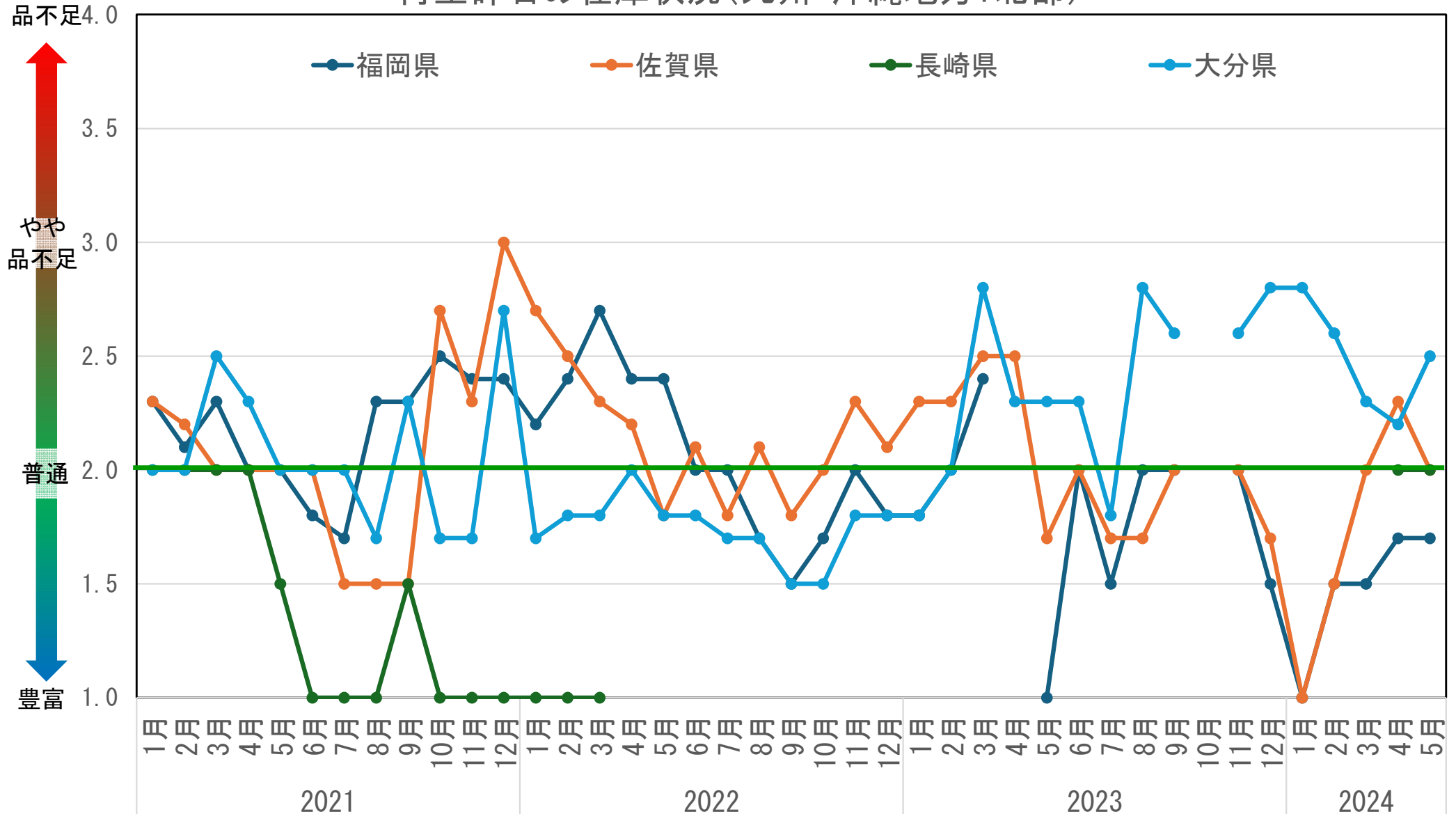
※ 国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査結果」より、公共事業企画調整課作成

※ 現在の在庫状況を、1(豊富)、2(普通)、3(やや品不足)、4(品不足)として、各モニターからの回答を各都道府県別に集計し、その平均により算出

※ 一部、回答数が少ない等の理由により欠測あり

再生砕石の在庫状況（九州・沖縄地方：北部）

再生砕石の在庫状況（九州・沖縄地方：北部）



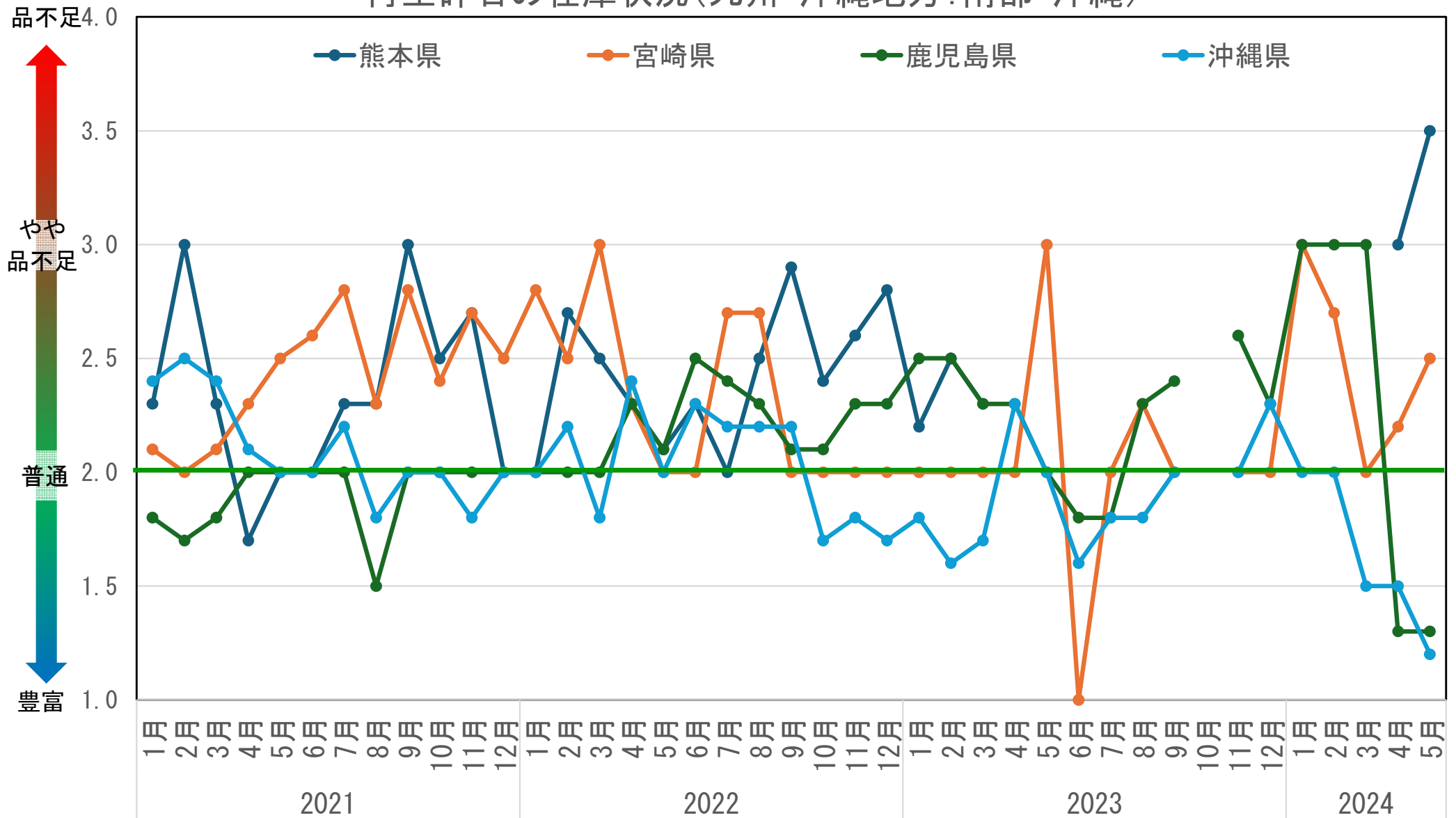
※ 国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査結果」より、公共事業企画調整課作成

※ 現在の在庫状況を、1(豊富)、2(普通)、3(やや品不足)、4(品不足)として、各モニターからの回答を各都道府県別に集計し、その平均により算出

※一部、回答数が少ない等の理由により欠測あり

再生砕石の在庫状況（九州・沖縄地方：南部・沖縄県）

再生砕石の在庫状況（九州・沖縄地方：南部・沖縄）



※ 国土交通省「主要建設資材需給・価格動向調査結果」より、公共事業企画調整課作成

※ 現在の在庫状況を、1(豊富)、2(普通)、3(やや品不足)、4(品不足)として、各モニターからの回答を各都道府県別に集計し、その平均により算出

※ 一部、回答数が少ない等の理由により欠測あり

7. その他

○独自ルールの例

<建設発生土>

【宮城県】

- 建設発生土を50km以内で工事間利用できなかった場合、50km以内の建設発生土再生プラント※へ搬出

※ 建設発生土再生プラント: 建設汚泥とは異なり、廃棄物処理法に規定する廃棄物ではない建設発生土を受入れ、土質改良プラントにおいて良質な土質へ加工を行う施設をいう

【石川県】

- 建設発生土を50km以内で工事間利用できなかった場合、25km以内の最寄りの建設発生土ストックヤードへ受け入れの可否を確認のうえ搬出する。

<アスファルト・コンクリート塊>

【山形県】

- アスファルト・コンクリート塊は、再生加熱アスファルト混合物の原材料として再利用している再資源化施設へ搬出する。